

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年 5月 17日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

次亜塩素酸ソーダ(濃度12%) 約43トンの購入

2 履行(納品)場所

港北水再生センター

3 契約日

令和5年4月3日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月3日から令和5年4月30日まで

5 契約金額

1,914,127円

6 契約の相手方(名称及び所在)

長谷川商事株式会社
横浜市南区前里町2丁目45番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

次亜塩素酸ソーダ約697トンの購入については入札不調となったため再度契約手続きを行ったが、手続きに日数を要し4月分の納入が困難となったため。

8 契約の相手方の選定理由

令和4年度末まで納入していた業者で納入実績があり、緊急な対応と納入が可能であるため。

9 所管課

港北水再生センター